

コレって 使える? 使えない? 健康保険

整骨院・接骨院

整骨院・接骨院では「**負傷原因**」「**負傷名**」によって健康保険が使えないことがあるってホント?

健康保険が使える範囲は限定されています。

整骨院・接骨院の看板で見かける「各種健康保険取扱い」の文字。これは医療機関と同様に健康保険が使えるということではありません。むしろ、使えるケースは限られています。健康保険が使えるのは、負傷原因のはっきりした外傷性のけがのみ。打撲・ねんざ・挫傷(肉離れ等)のほか、骨折・脱臼は応急手当であれば健康保険が使えます。慢性的な肩こりや筋肉疲労などは健康保険が使えず、全額自費となるので注意が必要です。

施術を受けるときのルール

1 負傷の原因は正確に伝える

通勤途上や業務が原因のけがの場合は、労災保険が適用になります。

2 領収証は必ず受け取る

整骨院・接骨院では領収証の無料発行、明細書の希望者への発行が義務付けられています。

3 提出する書類は内容をよく確認し、白紙の用紙にサインはしない

整骨院・接骨院で健康保険を使う際に提出する「**柔道整復施術療養費支給申請書**」は、施術内容(負傷原因、負傷名、日数)や料金をよく確認し、必ず自分で署名・捺印をします。

使える

- 打撲・ねんざ・挫傷(肉離れ等)
- 骨折・不全骨折(ひび)・脱臼の応急手当(応急手当以外は医師の診察と同意が必要)

これらは、骨・筋肉・関節のけがや痛みで、負傷原因がはっきりしているものです。例えば…

- 転んで足首をねじった(ねんざ)
- スポーツ中に肩を強く打った(打撲)など

使えない

- 慢性的な肩こりや筋肉疲労
- 内科的原因による痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- マッサージ代替りの利用など漠然とした施術
- 医療機関で同時期に治療をしている部位の施術

「**柔道整復施術療養費支給申請書**」は

ここを
CHECK!

負傷原因は正確ですか?

負傷名、施術期間は合っていますか?

金額は正しいですか?

必ず自筆で署名(捺印)

